

報告第9号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年9月3日提出

天理市長 並 河 健

専決第10号

専 決 処 分 書

平成30年5月28日午後0時25分頃天理市杣之内町1050番地先の市道33号線上で発生した車両接触による人身事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成30年7月20日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 57,390円

専決第11号

専 決 処 分 書

平成30年6月28日午後4時頃天理市役所地下駐車場で発生した車両損傷事故
に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の
専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3
号の規定により、専決処分する。

平成30年8月2日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 56,656円